

## 社会福祉法人黎明の郷 評議員及び役員等の報酬等の支給基準

(平成28年12月14日制定)

社会福祉法人黎明の郷の評議員並びに理事長、理事、監事及び評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員及び役員等には、報酬を支給しない。
- (2) 評議員及び役員等には、それぞれの職務の内容に応じ、次の表のとおり費用弁償を支給する。ただし、評議員及び役員等が公務員の場合は支給しない。

費用弁償の支給基準表

法人の役職名	職務の内容	費用弁償の額	備 考	
評議員	評議員として、評議員会又は理事会等の会議に出席する場合	1回につき 2,000円		
役員等	理事長	理事長として、理事会又は評議員会等の会議に出席する場合	1回につき 2,000円	
	理事長	理事長として、事業所等で文書決裁等の執務を行う場合	1回につき 1,000円	
	理 事	理事として、理事会又は評議員会等の会議に出席する場合	1回につき 2,000円	当該法人の施設長が理事となる場合は支給しない。
	監 事	監事として、理事会又は評議員会等の会議に出席する場合	1回につき 2,000円	
	評議員選任・解任委員会委員	評議員選任・解任委員会に出席する場合	1回につき 2,000円	当該法人の職員が委員となる場合は支給しない。